平成２１年（フ）第３３１号
埼玉県越谷市赤山町１丁目164番地６　コーポ五月201号
債務者　井上紀代子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
埼玉県ふじみ野市滝３丁目３番地40　ハイツ吉野201、前住所埼玉県さいたま市北区日進町１丁目85番地１　マンハイム大宮613
債務者　佐藤　元康
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３５７号
埼玉県富士見市水谷２丁目12番地４　スプレンディール寿303
債務者　天野　　広
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３５８号
埼玉県富士見市水谷２丁目12番地４　スプレンディール寿303
債務者　天野由美子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３７７号
埼玉県川越市大字藤間873番地15
債務者　平岩由美子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３８９号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西２丁目５番地15　シャンルーフＡ103号
債務者　杉田　昌弘
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３９８号
埼玉県川越市大字砂857番地13　プラザ・ドゥ・リージェント105号室
債務者　木村　優子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１７６２号
札幌市東区北12条東14丁目１番10―704号
債務者　伊藤　敬治
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９４号
札幌市清田区清田２条１丁目７番11号　ピュアコート羊ヶ丘202号
債務者　堀川　政俊
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９７号
北海道石狩郡当別町栄町44番地97
債務者　板山　幹雄
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８４３号
札幌市西区西野３条９丁目６番２号
債務者　前川　聖貴
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８４４号
札幌市西区西野３条９丁目６番２号
債務者　前川　典子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０９号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番21―306号
債務者　石崎　敦志
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９１２号
札幌市北区あいの里４条６丁目17番14号　ニューライフレマンＢ101号
債務者　松田　博美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９３１号
札幌市北区新川西２条２丁目１番１号
債務者　湊　　勝己
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６２号
札幌市白石区川北５条１丁目５番12号
債務者　布谷　哲朗
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６８号
北海道石狩郡当別町北栄町62番地
債務者　池　　信夫
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７３号
札幌市豊平区福住１条３丁目15番23号
債務者　尾野　美香（旧姓元井・渡邊）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部